

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年4月22日（令和7年（行情）諮問第493号）

答申日：令和8年4月17日（令和8年度（行情）答申第38号）

事件名：「処分説明書」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月26日付け仙管発第1564号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

(1) 開示決定を受けたものの必要以上に塗りつぶし開示の妨害をしているし、他の所はもっと開示し、最低限の個人情報以外は開示をしている。

(2) 事件発生日、誰に（一般人、受刑者、同僚）に対して何をしたかを隠しているだけであるし、この内容では告発すら不可能である。

ふざけた開示妨害の為、処分の取消しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年7月16日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書に係る開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部を不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定年度において特定刑事施設AないしDに所属していた職員に係る処分説明書であるが、「処分説明書」とは、懲戒処分の事由を記載した説明書であり、国家公務員法（昭和22年法律第120号）89条1項の規定に基づき、懲戒処分の対象となった職員（以下「被処分者」という。）に対し、当該処分の際、交付しなければならないとされている書面である。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書には、被処分者の所属部課、官職、氏名、級及び号俸、処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、国家公務員倫理法26条による承認の日、起訴日、国家公務員法85条による承認の日、経歴及び処分の理由が記録されているところ、これらの情報は、全体として、当該被処分者に係る、法5条1号本文に規定される個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、懲戒処分については、平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について（通知）」（以下「人事院通知」という。）に基づき、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職である懲戒処分については公表するものとされているところ、本件対象文書に係る事案については、報道機関に対する公表等がなされていないことから、同号ただし書イには該当しない。また、本件不開示部分に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、被処分者が特定刑事施設の職員であったとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

また、法6条2項により更に開示すべき部分の有無について検討すると、懲戒処分に関する情報は、上記のとおり、個人の資質、人格又は名誉等に密接にかかわる当該職員固有の情報であり、当該被処分者の氏名等の個人識別部分を除いたとしても、他の情報と照合することにより、被処分者の同僚、知人、その他関係者には、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、非違行為の具体的詳細等、当該被処分者や関係者にとって、他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の

権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示の対象とすることは相当でない。

(3) 以上のとおり、本件不開示部分について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年4月22日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年5月23日   | 審議                |
| ④ | 同年6月23日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和8年4月10日 | 本件対象文書の見分及び審議     |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特定刑事施設A、特定刑事施設B、特定刑事施設C及び特定刑事施設Dにおいて特定年度に行われた懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）に係る4件の処分説明書であり、①当該処分に対する不服申立て等について説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職並びに級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法第26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）及び国家公務員法第85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄で構成されている。

このうち、本件不開示部分は、「2 被処分者」欄の項目名を除く記載事項の全部並びに「3 処分の内容」欄のうち、「根拠法令」及び「処分の種類及び程度」以外の部分の項目名を除く記載事項の全部又は一部であると認められる。

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容等並びにこれに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、各被処分

者に係る処分説明書ごとに、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書イ該当性について

諮問庁の上記第3の2(2)の説明は、要するに、本件懲戒処分については、人事院通知における公表対象に該当しないため、公表されておらず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当しないという趣旨に解される。

当審査会において、人事院通知の内容と本件対象文書の内容を対照したところ、本件懲戒処分は、人事院通知における公表対象には該当しないと認められる。諮問庁の上記第3の2(2)の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件不開示部分に記載されている情報が、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されていると認めるべき理由はない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当しない。

(3) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、本件不開示部分に被処分者の職務に係る記述が含まれているとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

(4) 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、被処分者の氏名及び官職等は、個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。また、その余の部分についても、これを公にした場合、当該被処分者の同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(5) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当す

るとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

文書 1 処分説明書（特定年度）（特定刑事施設 A 保有）

文書 2 処分説明書（特定年度）（特定刑事施設 B 保有）

文書 3 処分説明書（特定年度）（特定刑事施設 C 保有）

文書 4 処分説明書（特定年度）（特定刑事施設 D 保有）